

長野市物品等供給契約に係る共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市契約規則（昭和60年長野市規則第4号。以下「規則」という。）第69条の規定に基づき、市が発注する物品の買入れ、製造の請負その他の契約について、受注者が連帯して共同企業体を結成し、物品等供給契約（長野市物品等供給契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱（昭和63年長野市告示第118号。以下「資格審査要綱」という。）第1に規定する契約をいう。）に参加する場合の基準その他必要な事項について定めるものとする。

(共同企業体への発注の原則)

第2 物品等供給契約は、単体企業への発注を基本とする。ただし、企業の結集により効果的な物品等の供給が確保できると市長が認める場合に限り、共同企業体に発注できるものとする。

(共同企業体の資格審査等)

第3 共同企業体を結成し競争入札に参加しようとする者は、共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を構成員全員の連名で市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、共同企業体協定書を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、資格審査を行い、適格な共同企業体を有資格業者として認定するものとする。この場合において、共同企業体の等級格付は、資格審査要綱第4の規定を準用し、同要綱別表第2に規定する審査項目の数値については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 年間製造実績、年間販売実績、自己資本額、従業員数及び機械設備等の額（製造の請負の場合に限る。）については、各構成員の数値の和とする。

(2) 営業年数及び流動比率については、各構成員の数値に出資割合を乗じたものの和とする。

4 前項の規定により資格審査をしたときは、申請のあった共同企業体の代表者に対しその結果を共同企業体入札参加資格認定通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により通知するものとする。

(入札書)

第4 競争入札における共同企業体の入札書には、共同企業体の代表者及び構成員の代表者又は代理人全員が記名押印しなければならない。

(契約書)

第5 共同企業体との契約の締結における契約書には、共同企業体の代表者及び構成員の代表者が記名押印しなければならない。

(代表者の権能)

第6 買入れ、請負又は委託代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

(構成員の数)

第7 共同企業体の構成員となる企業の数、2とする。

(構成員の資格)

第8 共同企業体の構成員は、規則第5条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者でなければならない。

(出資比率)

第9 共同企業体の出資比率は、当該共同企業体の1の構成員につき、均等割の10分の6以上とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

(代表者)

第10 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大の者とする。出資比率が同じ場合は、構成員の互選によりこれを定めるものとする。

(結成方法)

第11 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(申請書の受付期間)

第12 共同企業体の申請書の受付期間は、市長が別に定める。

(競争入札参加資格者名簿への登載)

第13 市長は、第3の規定により有資格業者と認定された共同企業体を、競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

(有効期間)

第14 共同企業体の共同企業体としての認定資格の有効期間は、当該共同企業体の資格認定の日の翌日から構成員の競争入札参加資格の有効期間満了の日までとする。

(文書の様式)

第15 この要綱に定める文書の様式については、市長が別に定める。

(補則)

第16 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成6年10月11日告示第207号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和8年3月30日告示第143号)

この要綱は、告示の日から施行する。